

# 企業役員の商法上の責任（その一）

福 本 憲 男

## はじめに

近時、企業の役員による商法違反の事件が多発している。これらの事件の多くは商法二九四条ノ一の違反とこれに関する商法四八六条・四九七条の罪を問うものである。

商法二九四条ノ一すなわち「株主の権利行使に関する利益供与の禁止」に関しては、昭和五六年第九四国会において、「商法の一部を改正する法律」として審議され、同年六月法律第七四号として公布された。この改正のお大きな眼目の一つとして取り組まれた条項の一つがいわゆる「総会屋」対策であった。

## 一 改正の目的とその趣意

わが国の株主総会制度において、総会屋のもたらす弊害があり、その一つは、それらによつて株主の正当な権利の

行使が犠牲にされ株主総会の形骸化を生んでいる大きな原因とされていることである。そのためこの弊害を及ぼすこれららの総会屋を排除することが必要とされている。

また、株主総会の形骸化は、一般株主の意識の問題もあるが、総会屋の眺梁、すなわち、総会屋が会社企業側との事前の打合せどおり、議事進行のための発言をしてできるだけ短時間のうちに総会を終了させてしまう。そのため総会屋以外の一般株主が総会において意見を述べ、質問をする機会が封じられ、総会は会社企業の理事者と少数の総会屋の発言だけで、予定された筋書きどおりに片づけられてしまうこと。また、例外的に総会における発言が多い場合には、いわゆる荒れる総会であって、総会屋相互の応酬、衝突はあっても一般株主が発言できるような雰囲気ではない。このような株主総会が株主に「株主総会は総会屋の横行するところ」という通念を抱かせ、ひいては株主の株主総会参加のその意欲を喪失させていていることがある。加えて、会社側の計算書類や議事録の閲覧など、ディスクロージャー一般についての会社企業の消極姿勢がいわゆる会社企業荒らしの総会屋の存在を許し、株主総会形骸化の原因ともなっている。

総会屋を根絶しても直ちに株主総会が活性化することは思えないが、現在のような株主総会の形骸化をもたらしている大きな原因の一つが総会屋にあることは否定し得ないであろう。

その二には、これら総会屋にいわれのない会社企業の資金が流れることである。これらのこととは会社経営者がその保身のために会社企業財産の不当な支出がなされているのではないかという批判を招き、企業経営の公正に対する衆人の信頼を搖るがせにしていることである。

このような総会屋の眺梁を許している根源は、種々あるであろうが、そのもつとも根本的なものは、会社企業が安

易にこれら総会屋に金銭を供与していることにあると考えられ、総会屋が職業として成り立っているのは、多くの会社企業が、自社にとってやむを得ない出費であるかどうかの反省もなく、むしろ習慣的にこれら総会屋と付き合いをしているからであり、これが総会屋の力を助長し、その圧力を更に強化させるという悪循環をもたらしているのではないだろうか。

総会屋に類するものは欧米には存在しないにもかかわらず、わが国ではこれを根絶し得ないということは、企業経営者にとって不名誉なことでもある。旧商法の下でも罰則（旧商法四九四条）を定めて総会屋に対処しようとしてきたわけであるが、財産上の利益の供与または收受が、「不正の請託」の下に行なわれることが要件になつており、「不正の請託」の立証が困難なために効果をあげ得ていなかつた。

そこで、この改正では、三重、四重の措置を講じて、総会屋の根絶を図ろうとした。改正法は、このような考慮から会社のこのようなものに対する利益供与を禁止することを目的として、まず、「会社は何人に対しても株主の権利の行使に関して財産上の利益を供与することができない」旨の規定を設けた（二九四条ノ一第一項）。

そして、その実践を確保するために、そのような利益供与を受けたものは、会社に対してその利益を返還しなければならないものとし、その返還請求については、株主の代表訴訟のみちを設けるとともに利益供与をした取締役も、供与を受けたものとともに、その利益の価額を会社に対して弁済しなければならぬとした。

さらに、これらの民事責任追及の場面において、その利益供与が「株主ノ権利ノ行使ニ関シテ」なされたことの立証を容易にするため、その利益供与が無償で、または著しく少ない対価をもつてなされたときは、その利益供与は株主権の行使に関しなされたものと推定する旨の推定規定も設けられた。

このような利益供与を実行した取締役、監査役またはその職務代行者もしくは使用人およびその利益供与を受けたもの、または、第三者にその供与をさせたものは、六月以下の懲役または三〇万円以下の罰金という刑罰に処せられるとしている。このように改正法は、民事的および刑事的に可能なあらゆる措置を講じて総会屋の排除を図つたのである。

この改正法が、永年の悪しき習慣を絶つことと、会社企業の経営者なしし担当者の自戒と反省を目指したのであるが、この報告で以下に紹介するような違反事件が多発しているのである。

この改正に際しての国会審議でも、この改正案について明文の規定をもつて、「会社は議決権の行使に関して利益の供与をしてはならない」とし、会社がそれに反して金銭を渡したならば会社はこれに対して、金銭をもらつたものに対し返還請求ができるとされ、金銭を渡した会社が自らすんで返還請求をするということが期待できぬ場合を考慮すれば株主代表訴訟が考えられるとされている。

### (一) 利益供与と安易な金銭供与

会社の総会屋対策として、安易な総会屋への金銭の供与があげられるが、これについては会社は何人に対しても株主の権利の行使に関して財産上の利益を供与することを禁止し、これに反して財産上の利益を供与した取締役は弁済の責任を負う、またこの供与を受けた総会屋などはこれを返還しなければならないが、これら総会屋に対して、「安易に金銭を渡す会社があるのではないか」、「会社が悪いのではないか」という考え方も存在するのではないか、このような前提に立つて改正法は、「会社は議決権の行使に関して利益の供与をしてはならない」旨の明文の規定を設け

たのである。会社などがこれに反して金銭を供与すれば、金銭を受け取つたものに対して返還の請求訴訟があるので、このような利益供与の禁止に違反して総会屋に金銭を渡したということになれば違反の取締役自身も法律違反となり、会社に対して損害賠償義務が生ずることとなる。これらの取締役に対する損害賠償請求あるいは金銭を受け取つたものに対する利益の返還請求については、その利益供与が無償であるかあるいは非常に無償に近い形でなされた場合は、権利の行使に関してなされたものと推定する推定規定が設けられたのである。

(二) 利益供与の禁止は無償だけではなく有償でも該当する

無償、有償という二つについて、無償とは文字どおり何らの対価なしにということであり、有償であつても無償に近いような場合は、何らかの名目があるわけであり、株主権の行使に関してという名目ではなくて、他の何らかの名目が存在する。たとえば広告料という名目で金銭を受けとったとか、あるいは印刷物その他新聞の購読料として金銭を受けとったというような名目もあり、広告料といつても後述のようにほとんど広告の機能を果たしていないような広告料名義、あるいは印刷物といつても何らの価値もないようなパンフレットなど、そういうものも存在する。今回の改正に関する改正法案では、二九四条ノ一の利益供与というのには必ずしも無償だけを考えたものとはせず、有償であつてもこれは利益供与になるとして、二九四条ノ一の禁止規定の範囲内に入るとされ、さらにこの改正では前述のように推定規定を設けており、無償あるいは無償に近い利益の供与の場合は、それが議決権の行使に関してなされたものと推定するという規定が設けられている。たとえば広告料が相当の対価として数百万円支払われたとして、その対価自身がそれだけの価値がある、たとえば全国紙に数百万円の金を支払って掲載するということであれば、こ

れは当然相当の対価があるとも考えられるが、総会屋と会社しか見ないような新聞に数百万円という対価を支払うことになれば、供与された利益と対価とがアンバランスであり、こういうものも無償と同じように議決権の行使に関してなされたものと推定されるとされた。

## 論

## (三) 株主総会出席者への土産と利益供与

株主総会に出席した株主に物の種類や価格にもよるが土産を出しても、出席に対する儀礼的な謝礼であれば、供与禁止の「財産上の利益」に当たらない。「会社ハ何人ニ対シテモ株主ノ権利ノ行使ニ関シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ」という規定があるが、現実的には、株主総会に出席した株主に土産を出したり、飲み物や食事を提供するなどして接待を行う会社が多いが、こういうことは一般に慣例的に行われており、これは、株主総会に出席してもらうことに対する儀礼的な謝礼という理解があり、物の種類あるいは価格というようなものによると考えられ、一定の限度にとどまる限りは二九四条ノ二によって供与を禁止しようとしている財産上の利益には当たらないとされる。

## (四) 株主の権利の行使に関し

利益供与禁止規定の「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」とは、株主権の行使、不行使に関し、という意味である。二九四条ノ二は「会社ハ何人ニ対シテモ株主ノ権利ノ行使ニ関シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ」とし規定して、総会屋などに対しての利益供与を禁止しているが、この「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」というのは、株主権の行使、不行使に関しという意味の理解であり、株主が株主権の行使の仕方によって利益の供与を受けるというのが、最も典型的な

場合であり、株主でないものが、会社に対して新しく株主になるという申し出のあるとき、会社としてはそれが好ましくないこともあります。株主にならないことに対する利益を供与するということも考えられこの理解がある。

#### （五）何人に対しても

改正法は「何人ニ対シテモ」としたが、改正試案の段階では「一部の株主に対し」となっていたが、このように対象を株主以外にも広げたのは、総会屋の実体というものが、株式を所有して、その株主権の行使に関して会社から金品の供与などを受けるというものが典型的なものとして考えられ、そういうものを対称に規定を置こうと考えられたが、総会屋の実態というものは必ずしもそういうものに限らず、前述のように現在は株主ではないが近くおたくの株主になるために株式を取得するという話を会社に持ちかける、こういった「株付け」をしないことの対価として会社から金品の供与を受けるというような総会屋のやり方というものがある。これをも対象にして規定を置かなければならぬということです。改正案は「何人ニ対シテモ」という表現になつた。

#### （六）推定規定と返還訴訟

利益供与の禁止規定に推定規定を置かれたのは、返還訴訟が容易にできるようにするために立証責任を転換するといつてはならないということであるが、株主権の行使に関して利益を供与してはならないということであるが、株主権の行使に関する立証責任を負うことは、訴訟的にいうならば返還請求をする側において立証しなければならない立証責任のある事柄であるといわれている。その立証責任を転換するとい

うような言葉を使用するわけであるが、立証責任を転換して、まず株主に対しても無償あるいは無償に近い形の有償で利益の供与が行われたときには、それは株主権の行使に関すると推定する。そうではなくて株主権の行使に関して供与されたものではないということを主張する側で、そうでない事由というか、それを立証しなければならないといふ、訴訟の技術的なこととしてこの立証責任の転換というものを規定して、この返還訴訟が容易にとおるようになるということとしている。

### (七) この改正と総会屋対策の実効

この二九四条ノ二の規定は総会屋対策にかなりの程度の実効を上げるとされた。会社が安易に総会屋に金品を供与しないようにするということが必要であるとの考慮から会社は何人に対しても株主権の行使に関して利益の供与をしてはならない旨を規定し、その実効を確保する方法として、このような利益供与がなされた場合には、会社はその返還を請求することができる。会社がその権利を行使しないときは、株主が会社のために代表訴訟という返還請求訴訟を提起することができる。また、取締役が利益供与をした場合には、取締役はその供与した利益の額を会社に弁済しなければならないことも法定されたのである。しかしながら、実際問題として、株主権の行使に関してといふことの立証が非常に困難な場合が予想される。そこで、立証責任の転換というか、利益の供与が無償でなされたか、また供与された利益に比べて著しく少ない対価しか支払われていないという場合には、その利益の供与は株主権の行使に関してなされたものとの推定をうける。その一方で反証を挙げて推定を覆さなければならぬといふような立証責任の転換をも設けて、こういった訴訟を提起しやすくし、さらに、利益の供与禁止に違反した行為については罰則規定(四

九七条) を設けてその実効をあげることとしている。

### 一一 最近の違反事件について

主な商法違反（利益供与の禁止）事件

一九八四年五月

大手デパート、伊勢丹（本社・東京都）が、総会屋グループを料亭で接待し、商品券四〇万円分を渡したとして、警視庁が同社秘書室長と総会屋四人を逮捕。

一九八六年六月

大手デパート、そごう（本社・大阪市）が、総会屋にクーポン券などを渡していたとして、大阪府警が同社役員、秘書室長らを送検、総会屋三人を逮捕。

一九八六年七月

高級陶磁器メーカー、ノリタケカンパニーリミテッドが、総会屋に現金四五万円を渡していたとして、愛知県警が同社常務らを逮捕。

一九八七年一月

大手写真機材メーカー、小西六写真工業が総会屋に現金一五〇万円を渡していたとして、福岡県警が同社経理部長らを逮捕。

一九八八年一〇月

セゾングループの百貨店パルコ（本部・東京都）が、総会屋に現金二二〇〇万円を渡していた疑いで、警視庁が同社元専務ら三人と総会屋二人を逮捕。

一九九〇年四月

合成繊維原料大手の、日本合成化学工業が、総会屋に現金七〇万円を渡していたとして、大阪府警が同社常務らを逮捕。

一九九二年一〇月

大手スーパー、イトーヨーカ堂が、株主総会の進行の協力謝礼として総会屋に現金二二七〇〇万円を渡した疑いで、警視庁が同社常勤監査役と幹部社員一人、総会屋三人を逮捕、社長は引責辞任。

一九九三年七月

## 企業役員の商法上の責任（その1）

ビール業界最大手、キリンビールが総会屋に現金二三〇〇万円を渡していたとして、警視庁が同社総務部審議役らを逮捕。

一九九三年一月

大手ベアリングメーカー、NTNが、総会屋に現金一五〇万円を渡していたとして、大阪府警が同社総務部長らを逮捕。

一九九六年六月

大手百貨店、高島屋（本社・大阪市）が、株主総会の進行に便宜を図つてもらう謝礼として、暴力団組長らに現金八〇〇〇万円を支払っていたとして、大阪府警が当時の同社取締役ら三人と暴力団二人を逮捕。

一九九七年三月

大手食品会社、味の素（本社・東京都）が、総会屋に株主総会の進行の謝礼として合計六〇〇万円を渡した疑いで、警視庁が、同社総務部長、担当課長と総会屋六人を逮捕。

一九九七年五月

最大証券会社大手、野村證券（本社・東京都）が、総会屋グループに約五〇〇〇万円相当の利益供与をしたとして、

東京地検が同社社長と同社の元常務ら四人を逮捕。

一九九七年六月

大手銀行、第一勧業銀行が総会屋グループに利益供与をしていたとして、東京地検は、同銀行の前常務ら四人を逮捕。

一九九七年九月

最大証券会社大手、山一證券（本社・東京都）が、総会屋グループに利益供与をしていたとして、東京地検は、同銀行の元専務ら五人を逮捕。

一九九七年一〇月

証券会社最大手、大和證券（本社・東京都）が、総会屋グループに利益供与をしていたとして、東京地検が、同社の総務部長ら四人を逮捕。一一月には副社長が逮捕された。

一九九七年一〇月

証券会社最大手、日興證券（本社・東京都）が、総会屋グループに利益供与をしていたとして、東京地検が、同社の元常務ら二人を逮捕。一一月には副社長が逮捕された。

企業役員の商法上の責任（その1）

一九九七年一一月

大手百貨店、松坂屋（本社・名古屋市）が、総会屋に商品券など五〇万円相当を渡したとして、愛知県警が、同社取締役と総会屋を逮捕。

などがあげられる。

これらのうちから市民生活に大きな波紋を起こした事件について次号以下で紹介することとしたい。

